

新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策

東京都では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主・個人事業主の方や働く方を対象に、各種支援策を実施していますので、ご活用ください（国の支援策もあわせて掲載しています）。

事業主・個人事業主の方向けの支援策

| | 【東京都】 | 【国】 | ページ |
|-------|--|-------------------------|---------|
| 協力金 | ◆東京都感染拡大防止協力金 | | 1 P・2 P |
| 給付金 | | ◇持続化給付金 ◇家賃支援給付金 | 3 P |
| 融 資 | ◆緊急融資 ◆緊急借換 ◆危機対応融資 ◆感染症対応融資（全国制度） ◆農林漁業特別対策資金 | ◇政府系金融機関による無利子・無担保融資 | 4 P |
| | | ◇中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 | 5 P |
| 相 談 | ◆中小企業者等特別相談窓口 ◆フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口 ◆緊急労働相談ダイヤル | ◇経営相談窓口 | 6 P |
| 専門家派遣 | ◆経営課題に関する専門家派遣 ◆感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣） | ◇専門家による経営アドバイス | 7 P |
| 助成金等 | ◆新しい生活様式に対応したビジネス展開支援（ガイドライン等に基づく対策実行支援・非対面型サービス導入支援） | | 8 P |
| | ◆飲食事業者の業態転換支援 | | 9 P |
| | ◆ソーシャルビジネス支援事業 | | 10 P |
| | ◆クラウドファンディングを活用した資金調達支援 | | 11 P |
| | ◆設備投資支援事業 | ◇雇用調整助成金の特例措置 | 12 P |
| | ◆医療機器産業への参入支援 | ◇小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 | 13 P |
| | ◆タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業 | | 14 P |
| | ◆宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業 | | 15 P |
| | ◆宿泊施設バリアフリー化支援事業 | | |
| | ◆事業継続緊急対策（テレワーク）助成金 | | |
| その他 | ◆中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業 | | 13 P |
| | ◆妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業 | | 14 P |
| | ◆雇用環境整備促進事業 | | 15 P |
| | ◆休業等支援助成金申請手続きサポートセミナー | | |
| | ◆東京都トライアル発注認定制度 | ◇国税納付の猶予 | 14 P |
| | ◆テレワーク導入モデル体験事業 | | 15 P |
| | ◆テレワークオンラインセミナー | | |
| | ◆テレワーク促進宿泊施設利用拡大支援事業 | | |
| | ◆徴収猶予・料金等の支払い猶予 | | |

個人の方向けの支援策

| | 【東京都】 | 【国】 | ページ |
|------|---|-------------------------------|------|
| 給付金 | | ◇特別定額給付金 ◇住居確保給付金 | 15 P |
| 支援金 | | ◇小学校休業等対応支援金 | 16 P |
| 融 資 | ◆中小企業従業員融資 | ◇休業や失業等による緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付） | 16 P |
| | | | 17 P |
| 相 談 | ◆緊急労働相談ダイヤル ◆緊急就職相談ダイヤル・相談窓口 ◆オンライン就職支援事業 | | 17 P |
| 職業訓練 | ◆オンラインスキルアップ職業訓練 | | 18 P |
| その他 | ◆TOKYO チャレンジネット ◆徴収猶予・料金等の支払い猶予 | ◇国税納付の猶予 | 18 P |

協力金（東京都）

東京都感染拡大防止協力金(第2回)

令和2年5月7日から5月25日までの緊急事態措置期間において、都の要請や協力依頼に応じて、店舗・施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた中小の事業者の皆様に対し、協力金を支給いたします。

◇ 支給額

50万円（2つ以上の店舗・施設で休業等に取り組んだ事業者は100万円）

◇ 申請受付期間

令和2年6月17日（水）～7月17日（金）

※令和2年5月6日までの緊急事態措置期間に係る協力金（第1回）の申請受付は6月15日（月）まで

◇ 申請要件

○ 令和2年5月6日以前から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している中小企業、個人事業主及びNPO法人等が対象です。

- (1) 「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請された施設
- (2) 「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請された施設
- (3) 「社会生活を維持するうえで必要な施設」の内、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請された施設

※ 対象施設一覧（東京都総務局 HP）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/index.html>



○ 延長した緊急事態措置の全ての期間（令和2年5月7日から令和2年5月25日まで）、要請に応じて休業等を行っていただくことが必要です。

◇ 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法（令和2年6月17日（水）以降）

(1) 東京都感染拡大防止協力金のポータルサイト

本協力金のポータルサイトの申請内容入力フォームページから入手することができます。

(URL) <https://kyugyo.metro.tokyo.lg.jp/dai2kai/index.html>

※ポータルサイトは令和2年6月17日（水）に開設します。



(2) 都関係機関等での配布

都内各都税事務所・支所、都内各区市町村役所、支援機関等において入手できます。

(都税事務所・支所所在地)

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>



東京都感染拡大防止協力金(第2回) (つづき)

◇ 受付方法

(1) 専門家による確認

今回初めて申請される方等については、専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。

なお、専門家による事前確認がなくても、申請をいただくことは可能ですが、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあるので、支給まで時間を要する場合があります。

(対象となる専門家)

- ・東京都内の青色申告会
- ・税理士、公認会計士、中小企業診断士、行政書士

(2) 申請書類

第1回で申請し、支給決定通知に記載の「申込番号」をお持ちで、かつ、申請する店舗・施設が第1回と同じ方については、申請書類の一部が提出不要となります。

(3) 申請受付方法 (令和2年6月17日(水) 受付開始)

<オンライン提出の場合>

本協力金のポータルサイトから提出できます。

(URL) <https://kyugyo.metro.tokyo.lg.jp/dai2kai/index.html>

【7月17日(金) 23時59分までに送信を完了してください】



<郵送の場合>

申請書類を次の宛先に郵送することで提出できます。【7月17日(金) 消印有効】

(宛先) 〒163-8697 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎

東京都感染拡大防止協力金(第2回) 申請受付

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

<持参の場合>

申請書類をお近くの都税事務所・支所庁舎内に設置した専用ボックスに投函することで提出できます。封筒に、「東京都感染拡大防止協力金(第2回) 申請書類在中」と明記してください。

(開庁時間) 8時30分~17時00分(土、日、祝日を除く) 【7月17日(金) 17時00分まで】

<お問合せ先>

東京都緊急事態措置等・

感染拡大防止協力金相談センター

TEL: 03-5388-0567 (毎日9時~19時)

詳細については

東京都感染拡大防止協力金(第2回)

ポータルサイトをご参照ください。

(令和2年6月17日(水) 開設)



給付金（国）

持続化給付金（経済産業省）

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に使える給付金を支給します。

<給付額> 法人は200万円、個人事業者は100万円
(ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限)

≪売上減少分の計算方法≫

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

<支給対象> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
・資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。
・医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

<申請受付> 5月1日（金）より
申請受付を開始
(電子申請)

【申請サイト】

「持続化給付金」事務局ホームページ
(URL) <https://www.jizokuka-kyufu.jp>



<お問合せ先>

持続化給付金事業 コールセンター
TEL：0120-115-570（6月まで全日8時半～19時）
IP電話専用回線：03-6831-0613

詳細については
経済産業省ホームページを
ご参照ください。

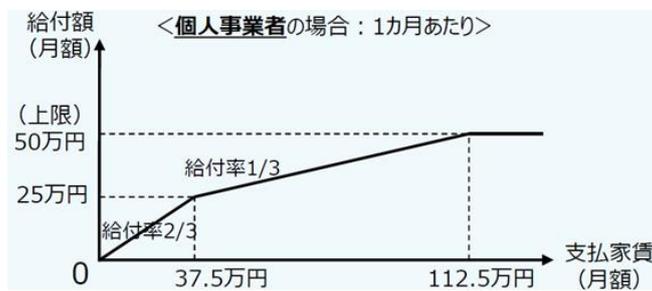


給付金（国）

家賃支援給付金（経済産業省）

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

<給付額> 申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）を支給。給付率・給付上限額は下図の通り。



<給付対象> 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少

※本事業は令和2年度第2次補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表予定です。

融資（東京都）

<利子補給> 以下の4メニュー合計融資額1億円まで全額補給（融資実行後3年間）

<信用保証料補助> 以下の4メニューとも全額補助

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす事業者の方が対象です。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 融資限度額 | 2億8千万円（無担保8千万円） |
| 融資期間 | 運転資金10年以内（据置5年以内）設備資金15年以内（据置5年以内） |
| 融資利率 | 1.7%～2.4%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内） |

新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 ～返済のリスケジュールを可能に～

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少や保証付融資の利用がある等の要件を満たす事業者の方が対象です。（借換対象は、現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資）

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 融資限度額 | 2億8千万円（無担保8千万円） |
| 融資期間 | 運転資金10年以内（据置5年以内） |
| 融資利率 | 1.7%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.0%以内） |

危機対応融資 ～感染症の影響で売上が激減している事業者～

売上15%以上減少等の要件を満たし、危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者の方が対象です。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 融資限度額 | 2億8千万円（無担保8千万円） ※一般の保証枠とは別枠 |
| 融資期間 | 運転資金・設備資金10年以内（据置2年以内） |
| 融資利率 | 1.5%～2.0%以内 |

感染症対応融資（全国制度） ～全国一律で実施する利子補給対応制度～

セーフティネット保証（4号・5号 ※5号は、売上が15%以上減少の場合に限る）または危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者の方が対象です。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 融資限度額 | 無担保3千万円（国の第二次補正予算成立後は無担保4千万円に引き上げ） |
| 融資期間 | 運転資金・設備資金10年以内（据置5年以内） |
| 融資利率 | 1.8%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.6%～2.0%以内） |

融資のお申込みは、都内各金融機関で受け付けます。

<お問合せ先>

産業労働局 金融部 金融課 TEL：03-5320-4877

詳細については
産業労働局ホームページを
ご参照ください。



融資（東京都）

新型コロナウイルス感染症対応 農林漁業特別対策資金

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす農林漁業者等の方が対象です。

| | | | |
|-------|----------------------------|------|-------------|
| 融資限度額 | 法人：1,000万円、個人：200万円 | | |
| 資金用途 | 経営維持に必要な用品等の購入費、中～長期運転資金 等 | | |
| 融資期間 | 5年（据置1年） | 融資利率 | 0% ※利子を全額補給 |

<お問合せ先>

産業労働局 農林水産部 調整課 TEL：03-5320-4817

融資の申込方法等詳細は、以下までお問合せください。

（農業）各JA、東京都信用農業協同組合連合会 TEL：042-523-3101

（林業）産業労働局 農林水産部 調整課 TEL：03-5320-4817

（漁業）東京都信用漁業協同組合連合会 TEL：03-3458-3031

※融資及び保証に当たって所定の審査があります。

※保証機関の利用に当たって所定の保証料がかかる場合があります。

詳細については
東京都ホームページを
ご参照ください。



政府系金融機関による無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付等に特別利子補給制度を併用することで、無利子化・無担保融資を実施します。

・日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策マル経融資」、商工中金による「危機対応融資」（各融資とも融資後3年間まで0.9%金利引下げ/無担保）等により借入を行った中小企業者等のうち、一定の売上減少等があった事業者に対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

※ 令和2年度第2次補正予算の成立を前提に、融資限度額、利子補給限度額等の引き上げを実施

※ 利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、[中小企業庁ホームページ](#)等に公表予定です。

日本政策金融公庫

■「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

融資限度額：別枠 中小事業 6億円、国民事業 8,000万円

<問合せ先> 日本政策金融公庫 【平日】 ☎ 0120-154-505

【土日祝】 ☎ 0120-112476(国民) ☎ 0120-327790(中小)

■「新型コロナウイルス対策マル経融資」

融資限度額：別枠 1000万円

<問合せ先> 日本政策金融公庫の本支店

又はお近くの商工会・商工会議所へ



商工中金

■「危機対応融資」

融資限度額：6億円

<問合せ先>

商工組合中央金庫相談窓口

☎ 0120-542-711

(平日・休日 9:00~17:00)



<お問合せ先>

中小企業 金融相談窓口

TEL：0570-783183（平日・休日 9:00~19:00）

特別利子補給制度の詳細は
[中小企業庁ホームページ](#)に
公表予定です。



中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

日本政策金融公庫及び商工中金等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

※令和2年度第2次補正予算の成立後、準備が整い次第制度開始予定

〈主な貸付条件〉

貸付限度：中小事業・商工中金 7.2億円（別枠）、国民事業 7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

| | 当初3年間及び 4年目以降赤字 | 4年目以降黒字 | |
|-----------|--------------------|-----------|-------|
| | | 5年1ヶ月・10年 | 20年 |
| 中小事業・商工中金 | 0.50% | 2.60% | 2.95% |
| 国民事業 | 1.05% | 3.40% | 4.80% |

<お問合せ先>

中小企業 金融相談窓口

TEL：0570-783183（平日・休日 9:00~19:00）

資金繰り（融資）相談・経営相談（東京都）

受付時間

<資金繰り（融資）に関する相談> 平日9:00~17:00（水）・（金）は19:00まで実施
 <経営に関する相談>（月）・（水）~（金）9:00~16:30、（火）9:00~19:00

新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける中小企業の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰り（融資）に関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課（東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側）

<電話相談> 03-5320-4877

■経営に関する相談

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課

（東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階）

<電話相談> 03-3251-7881

<Eメール相談> sien@tokyo-kosha.or.jp

フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口

フリーランスを含む個人事業主の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰り（融資）に関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課 <電話相談> 03-5320-4877

■経営に関する相談（契約トラブル等）

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課

<電話相談> 03-3251-7881

<Eメール相談> sien@tokyo-kosha.or.jp

※法律相談となる場合は、平日13時~15時（事前予約制）となります。

労働相談（東京都）

新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント等に関する相談をお受けします。

<相談窓口> 東京都労働相談情報センター

<相談受付> 0570-00-6110（東京都ろうどう110番）

※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

<対応時間> 平日9:00~20:00/土曜9:00~17:00

経営相談（国）

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口（経済産業省）

中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点等）1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

平日のご相談⇒



土日・祝日のご相談⇒



専門家派遣（東京都）

新型コロナウイルスによる経営課題に関する専門家派遣

新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受けている中小企業を対象に、中小企業診断士等の専門家を派遣し、経営改善等に向けたアドバイスを実施します。（1社4回まで。無料）

※「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」にて相談を実施した上で、支援が必要と認められた企業を対象に実施します。

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課
新型コロナウイルスに関する特別相談窓口
TEL：03-3251-7881

詳細については

東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



専門家派遣（東京都）

新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業(専門家派遣)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とする従業員の休業等にあたり、国の雇用調整助成金の特例措置等を利用する中小企業等に、専門家を派遣し、以下について具体的な相談・助言を行います。

（1社5回まで。1回あたり原則2時間以内。無料）

◇ 内容

- ・「雇用調整助成金」の特例措置(新型コロナウイルス感染症関係)に関すること
（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）
- ・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関すること
（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）

<お問合せ先>

労働相談情報センター 事業普及課
TEL：03-5211-2248

詳細については

TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。



専門家派遣（国）

専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上の拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

■ よろず支援拠点・地域プラットフォームによる無料の専門家派遣

・派遣申請に当たっては、事前によりず支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

東京都よろず支援拠点



地域プラットフォーム



■ 電話またはオンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応

○経営相談体制強化事業事務局
（電話相談）

受付電話番号：050-5371-9453
受付時間：9:00～17:00（土日祝含む）



○経営相談体制強化事業事務局
（オンライン相談）

右のQRコードからアクセスして
して事前に申込をお願いします



助成金等（東京都）

新しい生活様式に対応したビジネス展開支援 （新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援）

業界団体が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う都内中小企業等に対し、経費の一部を助成します。

- ・ 限度額：50万円（内装・設備工事費を含む場合は100万円） / 助成率：助成対象経費の3分の2以内
 - ・ 申請期間：令和2年6月18日（木）から令和2年8月31日（月）まで
- ※予算額に達した場合には、申請期間中でも受付を終了します。

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社
感染予防対策ガイドライン実行支援事業事務局
TEL：03-4326-8174

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

新しい生活様式に対応したビジネス展開支援 （非対面型サービス導入支援）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、都内中小企業の非接触型サービス導入による業態転換を図る取組に対し、経費の一部を助成します。

- ・ 限度額：200万円 / 助成率：助成対象経費の3分の2以内
 - ・ 申請期間：令和2年6月18日（木）から令和2年7月31日（金）まで
- ※予算額に達した場合には、申請期間中でも受付を終了します。

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社
非対面型サービス導入支援事業事務局
TEL：03-4326-8174

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

飲食事業者の業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の外出自粛要請等に伴い、大きく売上げが落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービス（テイクアウト・宅配・移動販売）により売上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成します。

- ・ 限度額：100万円 / 助成率：助成対象経費の5分の4以内
 - ・ 申請受付：第3回（令和2年6月2日（火）～15日（月））以降順次申請受付予定
- ※予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間中でも受付を終了します。

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課
業態転換担当
TEL：03-5822-7232

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るソーシャルビジネス支援事業

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い顕在化した社会的課題の解決に向け、新たにソーシャルビジネスに取り組む都内の中小企業やNPO等に対し、経費の一部を助成します。

- ・事業例：子供向けオンライン学習支援、新型コロナウイルス感染者向けペット世話サービス
- ・助成限度額：200万円（下限：50万円） / 助成率：助成対象経費の3分の2以内
- ・申請期間：令和2年6月29日（月）から令和2年7月31日（金）まで

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課
TEL：03-3251-7894

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

クラウドファンディングを活用した資金調達支援
（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

新型コロナウイルス感染症により発生・顕在化した社会的課題の解決に資するソーシャルビジネスを行う方や経営に影響を受けている創業間もない方に対し、クラウドファンディングに係る手数料助成を拡充します。

（助成率：通常 1/2 以内→2/3 以内、上限額：通常 30 万円→40 万円）

次の方を対象に手数料助成を拡充します。

- ・新型コロナウイルス感染症に伴い、発生・顕在化した社会的課題の解決に資するソーシャルビジネス（※）を行う個人、中小企業、NPO法人等（※東京都の「『未来の東京』戦略ビジョン」に関連する取組が対象）
- ・新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている、令和2年1月1日以降に創業した個人、中小企業、NPO法人等

<お問合せ先>

クラウドファンディング資金調達支援事務局
TEL：03-6403-9225

詳細については
クラウドファンディングを
活用した資金調達支援
専用サイトをご参照ください。



助成金等（東京都）

新型コロナウイルス感染症緊急対策設備投資支援事業

都内中小企業が新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策関連商品の製造等に必要となる機械設備を新たに導入する経費を助成します。

- ・主な助成対象：マスクやアルコール消毒液、防護服などの生産等に必要となる機械設備
- ・助成限度額：1億円 / 助成率：5分の4 / 助成対象期間：交付決定日の翌月1日から1年6か月間

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 設備支援課
TEL：03-3251-7884

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



医療機器産業への参入支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

新型コロナウイルス感染症のほかウイルスに起因する感染症の拡大予防や診断のための機器等の開発を促進するため、都内のものづくり中小企業等と製販企業が連携して技術開発から実用化までを行う際の必要となる経費を助成

<対象となる経費>

新たな医療機器等の研究開発から実用化に至るまでに必要となる経費の一部を助成

<助成限度額/助成率>

限度額：5,000万円 / 助成率：2/3以内

<助成期間>

5年以内

<対象>

連携して技術開発を行う都内ものづくり中小企業及び製販企業

（申請にあたっては「都内で事業を営んでいること」等の要件があります。）

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 取引振興課

TEL：03-3251-7883

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、タクシー事業者及びバス事業者が実施する乗客・乗務員の安全・安心の確保に向けた取組を支援します。

■タクシー事業者に対する支援

<補助対象> タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席等を
隔離する飛沫感染防止策

<補助金上限/補助率> 限度額：1台あたり8千円/補助率：5分の4

（タクシー事業者への支援）

詳細は
(公財)東京観光
財団HPを参照



■バス事業者に対する支援

<補助対象> 観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における
感染拡大防止に向けた取組等

<補助金上限/補助率> 限度額：1台あたり8万円/補助率：5分の4

（バス事業者への支援）

詳細は
(公財)東京観光
財団HPを参照



<お問合せ先>

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課

TEL：03-5579-8463

宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業

宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む、非接触型サービスの導入等を支援します。

<補助対象>

都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設

<支援対象>

（1）アドバイザー派遣

宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取組を実施する際、中小企業診断士等の専門家がアドバイスを行います。 **上限5回（無料）**

（2）施設整備等に対する補助

①補助対象費用

宿泊施設において、感染症の感染拡大防止のために行う非接触型サービスの導入や感染症防止策等に対する費用

②補助金上限／補助率

限度額：1施設あたり200万円 / 補助率3分の2

<お問合せ先>

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
TEL：03-5579-8463

詳細については
(公財)東京観光財団
ホームページをご参照ください。



宿泊施設バリアフリー化支援事業

宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障害者をはじめあらゆる人が安心して利用できる宿泊環境を整備するとともに、宿泊事業者の集客力向上を支援します。

■補助制度

<補助対象> 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設

<補助金上限／補助率>

| | | | |
|-----------|-------|--------|----------------|
| ・客室整備 | 補助率最大 | 10分の10 | (限度額最大9,600万円) |
| ・共用部整備 | 補助率 | 5分の4 | (限度額最大6,000万円) |
| ・備品購入 | 補助率 | 5分の4 | (限度額320万円) |
| ・実施設計 | 補助率 | 5分の4 | (限度額100万円)【新規】 |
| ・コンサルティング | 補助率 | 3分の2 | (限度額100万円) |

■セミナー（参加無料・WEB配信）、アドバイザー派遣（最大5回まで、無料）の実施

<お問合せ先>

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
TEL：03-5579-8463

詳細については
(公財)東京観光財団
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

事業継続緊急対策（テレワーク）助成金

都内中堅・中小企業に対し、感染症の拡大防止対策としてテレワークを導入する場合に、その機器やソフトウェア等の導入経費を助成します。

◇ 助成対象

機器等の購入費、機器の設置・設定費、保守委託等の業務委託料、
導入機器等の導入時運用サポート費、機器のリース料、クラウドサービス等ツール利用料

◇ 助成金上限／助成率

限度額：250万円／助成率：10分の10

◇ 申請資格

常時雇用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等
※東京都が実施する「2020TDM 推進プロジェクト」への参加が要件です。（その他要件あり）

◇ 申請受付期間

令和2年7月31日（金曜日）まで（申請書類は郵送で提出。締切日必着）

※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
TEL：03-5211-2397

詳細については
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。



助成金等（東京都）

中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、休業や在宅勤務が続く中、こうした機会を活用し、中小企業が従業員に対して行うeラーニングを利用したスキルアップへの取組を支援します。

◇ 助成対象訓練 中小企業等が従業員に対して行う民間教育機関等のeラーニングによる訓練

※令和2年12月31日までに完了する訓練が対象

◇ 助成対象経費 eラーニングに要する経費の一部（受講料及び訓練に付随するID登録料、管理料等）

◇ 助成限度額／助成率 限度額：1社あたり32万円 / 助成率：5分の4

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 能力開発課
TEL：03-5320-4718

詳細については
TOKYOはたらくネットを
ご参照ください。



助成金等（東京都）

妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業
（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の指針の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者に有給休業を取得させた事業主に対し奨励金を支給。

◇ 対象 都内中小企業等100社 ◇ 奨励金 10万円 ◇ 募集期間 令和2年6月29日～令和3年1月31日

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 労働環境課
雇用環境整備推進担当 TEL：03-5320-4645

詳細については
TOKYOはたらくネットを
ご参照ください。



助成金等（国）

雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

◇対象事業者 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

◇特例措置の内容 ①休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業 4/5、大企業 2/3）

②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 9/10、大企業 3/4）

③休業要請を受けた一定の要件を満たす中小企業（最大 10/10）など

<お問合せ先>

最寄りのハローワークへ

またはコールセンター TEL：0120-60-3999

詳細については

厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



助成金等（国）

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（厚生労働省）
～労働者に休暇を取得させた事業者向け～

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

◇支給額 休暇中に支払った賃金相当額×10/10

※支給上限は1日あたり8,330円（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）

◇適用日 令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇 ◇申請期間 令和2年12月28日まで

<お問合せ先>

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む9:00～21:00）

詳細については

厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



助成金等（東京都）

新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む都内中小企業等に奨励金を支給します。（1事業所10万円）

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用環境整備促進窓口

TEL：03-6205-6703

詳細については

TOKYOはたらくネットを
ご参照ください。



その他（東京都）

休業等支援助成金申請手続きサポートセミナー
（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

都内中小企業向けに、国の雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金を活用する際に必要となる申請手続き等に関して、基礎的な情報やノウハウについて解説するオンラインセミナーを実施します。

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 労働環境課

TEL：03-5320-4649

詳細については

TOKYOはたらくネットを
ご参照ください。



新型コロナウイルス感染症緊急対策 東京都トライアル発注認定制度

新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に資する新商品等を東京都が認定・PR し、認定商品の一部を都の機関で購入・評価することで、販路開拓・普及拡大を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ります。

■認定対象者

中小企業等経営強化法に規定する中小企業者のうち、都内に本店又は支店登記を有する法人及び都内に開業届を提出している個人事業者

■認定対象商品

申請時において販売を開始してから 5 年以内かつ新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に資する新商品及び新役務（サービス）

※ただし、食品、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器及びそれに類するもの、建設工事等における工法・技術、肌に塗布するものは対象外

■申請受付期間

令和2年6月10日（水）から6月30日（火）まで【郵送・消印有効】

<お問合せ先>

産業労働局 商工部 創業支援課
TEL：03-5320-4745

詳細については
東京都トライアル発注認定
制度ホームページを
ご参照ください。



テレワーク導入モデル体験事業

テレワーク導入を検討している都内中堅・中小企業等を対象に、テレワークを体験できる機器を無償貸与し、テレワークのメリット・効果を体感できる機会を提供します。（1社当たり1台、貸与期間は1か月）

<お問合せ先>

東京都テレワーク導入モデル体験事業 事務局
TEL：050-3629-9795

詳細については
東京テレワーク推進センター
ホームページをご参照ください。



テレワークオンラインセミナー

経済団体と連携したテレワーク導入のきっかけづくりのためのオンラインセミナーを開催します。

<お問合せ先>

東京テレワーク推進センター
TEL：03-3868-0708

詳細については
東京テレワーク推進センター
ホームページをご参照下さい。



テレワークの促進に向けた宿泊施設利用拡大支援事業

テレワークの場を提供する宿泊施設と、自宅でテレワークを行うことが難しい社員などのテレワークの場を確保したい企業を募集し、マッチングすることで、テレワークの促進と宿泊施設の利用拡大を図ります。

本事業に参加している宿泊施設は、ウェブサイトでも紹介しています。

【HOTEL WORK TOKYO】 <https://www.hotelwork.tokyo/>

<お問合せ先>

東京都宿泊施設テレワーク活用事務局
TEL：03-6628-8408

詳細については
東京都産業労働局ホームページを
ご参照下さい。



その他（東京都）

徴収猶予・料金等の支払い猶予

事業等に係る収入に相当の減少があった場合などに、納税や支払い等について猶予する制度があります。

- ・都税の徴収猶予（主税局HPを参照）
申請は、所管の都税事務所又は支庁へ

主税局HP



- ・水道料金/下水道料金のお支払い猶予等

【23区】水道局お客さまセンター 03-5326-1101
 【多摩】水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101
 （ナビダイヤルが使えない時 042-548-5110）
 ファックスでも受付可（水道局HPを参照）

その他（国）

詳細はこちら



国税納付の猶予

事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予されます。

- ・所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての税目
- ・申請先は、所轄の税務署（徴収担当）

<お問合せ先>

国税局猶予相談センター（東京）
TEL：0120-948-271

個人の方向けの支援

給付金（国）

特別定額給付金（総務省）

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います。

◇給付額 給付対象者1人につき10万円（原則として申請者本人名義の銀行口座へ振込）

◇給付対象及び受給権者

- ・給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

◇申請方法

(1) 郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

(2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

<お問合せ先>

特別定額給付金コールセンター
TEL：0120-260020（平日 9:00～20:00）

詳細については
特別定額給付金ポータルサイトを
ご参照ください。



給付金（国）

住居確保給付金（厚生労働省）

離職・廃業から2年以内の方に加え、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方を対象に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主へ支給します。

◇支給額 〈東京都特別区の目安〉単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

◇支給期間 原則3か月（一定の要件を満たす場合には3か月延長可能（最長9か月まで））

※お申込みはお住いの市町村の自立相談支援機関まで <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

<お問合せ先>

相談コールセンター
TEL：0120-23-5572（土日・祝日含む 9:00～21:00）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（厚生労働省） ～委託を受けて個人で仕事をする方向け～

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった「個人で仕事をする保護者」を対象に支援金を支給します。

◇**支給額** 令和2年2月27日から9月30日までの間に就業できなかった日について、
1日当たり4,100円（定額）

※令和2年4月1日以降の日は、1日当たり7,500円（定額）

◇**申請期間** 令和2年12月28日まで

<お問合せ先>

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む9:00～21:00）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業や失業等による緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付）

新型コロナ感染症の影響を受け、貸付の対象を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

■緊急小口資金

〔対象〕 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

〔貸付額〕 20万円以内（一括交付）/据置期間 1年以内/返済期間 2年以内/連帯保証人不要、無利子

〔申込先及び問い合わせ先〕 下記のいずれかの事業所 ※失業された方、未成年の方はお住いの区市町村社会福祉協議会へ

お住いの区市町村社会福祉協議会（窓口及び一部郵送）

労働金庫連合会（郵送のみ）

一部取扱郵便局（窓口のみ）

■総合支援資金（生活支援費）

〔対象〕 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

〔貸付額〕 世帯人数2人以上：月額20万円以内 / 単身：月額15万円以内

貸付期間：原則3か月以内（送金は、1か月ごとの分割交付）/据置期間1年以内

返済期間10年以内/連帯保証人不要、無利子

※本資金は、緊急小口資金（特例貸付）と同時に貸付けることはできません。

〔申込先及び問い合わせ先〕 お住いの区市町村社会福祉協議会

緊急小口資金、総合支援資金のチラシはこちら
（社会福祉協議会の連絡先は
このチラシをご参照ください）



詳細については
東京都福祉保健局
ホームページをご参照ください。



融資（東京都）

中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

感染症の影響による休業での収入減等に対し、中小企業の従業員（非正規雇用を含む）の方の生活の安定を図るため、実質無利子の融資を行います。

| | |
|-----------|--|
| 融資限度額 | 100万円 |
| 返済期間・返済方法 | 5年以内・元利均等月賦返済 |
| 融資利率 | 1.8% ※利子については全額都在負担 |
| 保証料 | 全額都在負担 |
| 申込窓口 | 中央労働金庫（都内本支店またはローンセンター） ※お勤め先あるいはお住まいの最寄りの本支店にお問い合わせください。 |



<お問合せ先>
産業労働局 雇用就業部 労働環境課
TEL：03-5320-4653

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。



労働相談（東京都）

新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント等に関する相談をお受けします。

- <相談窓口> 東京都労働相談情報センター
<相談受付> 0570-00-6110（東京都ろうどう 110 番）
※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。
<対応時間> 平日 9：00 ～ 20：00 / 土曜 9：00 ～ 17：00

就職相談（東京都）

新型コロナウイルスに関する緊急就職相談ダイヤル・相談窓口

新型コロナウイルスの影響により、内定取消し、雇い止め、解雇等で離職された方に対する就職相談をお受けします。

- <相談窓口> 東京しごとセンター1F 総合相談フロア（東京都千代田区飯田橋 3-10-3）
<電話相談> 03-5213-5013
<対応時間> 平日 9：00 ～ 20：00 / 土曜 9：00 ～ 17：00

就職相談（東京都）

オンライン就職支援事業

就職活動中の学生や求職者等を対象に、専用のサイトを開設し、キャリアカウンセラーによる就職相談、就職セミナー、企業説明会等をオンラインで実施します。

また、学生向けに、アルバイト探しの相談や LINE 相談も行います。

<お問合せ先>
公益財団法人東京しごと財団 しごとセンター課
TEL：03-5211-1571

詳細は決まり次第
東京しごと財団ホームページで
ご案内します。



オンラインスキルアップ職業訓練（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

新型コロナウイルスの影響を受けた求職者又は非正規雇用者、フリーランスの方等を対象として、知識・技能のスキルアップを図るため、eラーニングによる委託訓練を新たに実施します。

◇定員：300名

◇募集：9月入校生（6/25～7/8）・11月入校生（8/31～9/11）

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 能力開発課

TEL：03-5320-4807

詳細については

TOKYOはたらくネットを
ご参照ください。



その他（東京都）

TOKYOチャレンジネット

仕事はあるけど家がない人や離職中の人を対象とした相談窓口です。

インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方や離職されている方に対して、サポートセンターであるTOKYOチャレンジネットを設置し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談などを実施しております。

※今回の新型コロナウイルスに関連して、生活相談や住居相談を希望する方については、以下により支援を行っています。

- 就労による自立した生活を目指している方への支援
- 一時利用住宅の拡充（アパート等の借上げ）：一時利用住宅を100戸で実施 ⇒ 500戸まで拡大
- 緊急的な一時宿泊場所の確保（ビジネスホテル等の借上げ）：緊急事態措置を踏まえ必要数を確保

<お問合せ先>

TOKYOチャレンジネット

TEL：0120-874-225

詳細については

福祉保健局
ホームページをご参照ください。



その他（東京都）

徴収猶予・料金等の支払い猶予

収入に相当の減少があった場合などに、納税や支払い等について猶予する制度があります。

- ・都税の徴収猶予（主税局HPを参照）
申請は、所管の都税事務所又は支庁へ

主税局HP



- ・水道料金/下水道料金のお支払い猶予等

【23区】水道局お客さまセンター 03-5326-1101

【多摩】水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101

（ナビダイヤルが使えない時 042-548-5110）

ファックスでも受付可（水道局HPを参照）

その他（国）

国税納付の猶予

収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予されます。

- ・所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての税目
- ・申請先は、所轄の税務署
（徴収担当）

詳細はこちら



<お問合せ先>

国税局猶予相談センター（東京）

TEL：0120-948-271

<参考>

◆ 東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や都民のみなさんが利用できる、東京都および国の支援情報を探すことができるサイトです。



<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

◆ 東京都産業労働局 新型コロナウイルス感染症緊急支援策 特設ページ

企業の皆様、はたらく皆様に向けて、東京都産業労働局が実施している支援策をまとめて公開しております。

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2020/0305_13201.html



◆ 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 中小企業・個人事業主（フリーランス含む）向け支援情報 特設サイト

中小企業経営者や個人事業主（フリーランス含む）の方向けに、国・東京都・区市町村の支援情報をまとめています。また、今後の事業継続に役に立つ情報を動画配信いたします。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/corona/>



◆ 経済産業省 新型コロナウイルス支援策パンフレット

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける国の支援策をとりまとめたパンフレットです。

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

